

## AI 等先端技術を活用した受入環境高度化支援事業実施要綱

7 公 東 観 産 第 87 号  
令 和 7 年 5 月 1 日

### (目的)

第1条 この要綱は、観光地の高付加価値化を一層促進するため、エリア単位で複数の観光関連事業者等が連携し AI 等の先端技術の実装を図る取組を支援する「AI 等先端技術を活用した受入環境高度化支援事業」(以下「本事業」という。) に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 本事業における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「事業者」とは企業等とし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項に定める「会社」、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 3 条第 2 項に定める「特例有限会社」及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 22 条又は第 163 条の規定により成立した法人等とする。
- (2) 「地域グループ」とは 2 以上の事業者から構成される企業等のグループをいう。

### (支援の対象者)

第3条 本事業において支援の対象とする者は、以下に定める要件を全て満たす事業者から構成され、観光振興に向け共同して取組を行う地域グループとする。

- (1) 東京都内に登記簿上の本店又は支店を有すること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する「風俗営業」、同条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」、同条第 6 項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」、同条第 11 項に規定する「特定遊興飲食店営業」、同条第 13 項に規定する「接客業務受託営業」及びこれらに類する事業を行っていないこと。
- (3) 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。
- (4) 同一テーマ・内容で、国、都道府県、区市町村、東京都政策連携団体等から補助を受けていないこと。ただし、他の補助事業等と対象経費が明確に区分できるものについては、この限りではない。
- (5) 国、都道府県、区市町村、東京都政策連携団体等からの補助事業の交付決定取消等を

受けていない、又法令違反等不正の事故を起こしていないこと。

(支援の対象事業)

- 第4条 支援の対象となる事業は、前条に定める地域グループが、構成員事業者の連携により、エリア単位で観光地の高付加価値化に資するAI等先端技術の実装を図る取組とする。
- 2 前項の事業に対する補助対象期間は、交付決定の日から1年以内に実施完了した事業とし、その期間内に契約、取得、実施、支払いが完了した経費を補助対象とする。

(実施体制)

- 第5条 公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）及び東京都（以下「都」という。）は、令和7年2月21日付6産労観受第772号「観光産業の活性化推進事業実施要綱」（以下「観光産業実施要綱」という。）第3条に基づき、本事業を実施する。
- 2 本事業について、都は、支援対象者の公募、審査及び決定を行い、財団は、都が支援対象者として決定した地域グループへの補助金の交付を行う。

(補助)

- 第6条 都が支援対象者を選定した後、財団は、観光産業実施要綱別表(13)の定めに従い、本事業を実施する。

(都との情報共有)

- 第7条 本事業を円滑に実施するにあたり、財団は必要に応じて、都と情報を共有することとする。

(その他)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月9日から施行する。